

(基本方針)

昨年は、統一地方選挙の年だったが、特別区長選挙を除くすべての種類の選挙で、過去最低の投票率となった。国政選挙・地方選挙とも、投票率は一時回復ないし下げ止まりの様相をみせていたが、最近の選挙は再び下降に転じている。

このように有権者の選挙離れが進む中、昨年6月、18歳選挙権が実現し、各方面から学校における主権者教育の重要性が指摘されるようになった。総務・文科両省は、高校生に対する主権者教育のための副教材を作成し、全高校生に配布した。また、文科省は昭和44年の初等中等局長通知を廃止し、新たな通知を出した。いずれも、現実の具体的な政治事象を取扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことを求めている。常時啓発と学校教育との連携を深める好機であり、一段と積極的に取り組むことが必要である。

18歳選挙権の実現は、高校生に対する主権者教育充実の契機だけでなく、「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書にあるように、あらゆる世代を通じて主権者教育を充実させる契機としなければならない。大人も学ぶことにより、主権者としての質を高め、子ども達を牽引することが求められている。

本年夏には第24回参議院通常選挙が予定されており、選挙権年齢が引き下げられて行われる初めての選挙となる。選挙区選挙においては初めて合区が行われ、また、投票環境改善のための法改正も準備中であり、これらを含めて有権者への周知徹底を図り、70年振りの大改正を高評価に結びつけていかなければならない。

上記のような状況を踏まえ、平成28年度は下記の方針のもとに事業を進めるものとする。

- ① 18歳選挙権の実現を踏まえて、高等学校を初めとする学校教育との連携を一段と拡充する。
- ② 高校生だけでなく、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じた「主権者教育」を推進する。
- ③ 選挙制度の改正及び投票方法等の周知徹底を図るとともに、第24回参議院通常選挙を始め各種選挙への積極的な投票参加を呼びかける。

- ④ 地域の協議会等が時代の要請に沿った積極的な活動を展開できるよう必要な情報提供、関係者の研修、その他の支援に努め、その活性化を図る。
- ⑤ ネットによる選挙運動の解禁、ソーシャルメディアの普及等時代の変化に対応した啓発活動のあり方を調査研究する。
- ⑥ 国との連携により、効率的、効果的な事業の実施に努める。

(主な事業)

1 一般啓発事業

国民の政治・選挙に関する意識の高揚を図るため、下記の事業を行う。

(1) 情報誌「Voters」の発行

有権者の政治・選挙に対する意識の高揚を図るため、引き続き情報誌「Voters」を発行し、都道府県及び市区町村の明推協委員、地方公共団体の首長、議員及び図書館、公民館等へ配布する。

(2) ホームページ等の活用

ホームページを活用して、明るい選挙に関する各種情報を幅広く収集・周知することとし、第24回参議院通常選挙に際しては、特集ページを設ける。

また、引き続きフェイスブック及びツイッターを活用し、アップトゥデートな各地の活動状況等を紹介する。

(3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施

子どもの頃から選挙に親しみを持ってもらうとともに、子ども達の取組みを通じて選挙に対する親の関心を高めるため、小中高校生による明るい選挙をテーマとしたポスターコンクールを行う。

(4) 啓発資料・資材作成事業

新たに、大学生を初めとした新有権者向けに、第24回参議院通常選挙におけるパンフレット「投票ガイドブック（仮）」を作成・配布する。

「新成人向けパンフレット」「寄附禁止リーフレット」は、市町村の要望を踏まえて作成配布するとともに、新しく「くらしの中の選挙（改訂版）」を作成・配布する。

また、選挙を親しみやすくするための各種啓発資材を作成し、有料頒布する。

2 地域活動活性化事業

明るい選挙推進運動に取り組む各地の明るい選挙推進協議会等の活動を支援し、体制の強化を図るため、下記の事業を行う。

(1) 明るい選挙リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動の当面する課題等を研究・検討・協議するため、都道府県明推協会長及び指定都市明推協会長等によるフォーラムをブロック毎に開催する。

(2) 地域コミュニティフォーラムの開催

地域における明るい選挙推進運動の指導的立場の人たちが相互に研鑽し、それぞれの地域活動の活性化を図るため、市区町村明推協会長等の地域コミュニティリーダーを対象としたフォーラムをブロック毎に開催する。

(3) 若者リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動に取り組む若者リーダーを養成するため、若者を対象としたフォーラムをブロック毎に開催する。

(4) 共催フォーラムの開催

都道府県、指定都市の選管・明推協が上記(2)及び(3)と同様の趣旨で行なう研修会等を、協会との共催事業として支援する。

(5) 全国フォーラム等の開催

都道府県及び指定都市明推協会長を初めとした全国の明推協関係者を対象に、全国フォーラムを開催する。

(6) 参院選明るい選挙推進大会（仮称）の開催

全国の選管、明推協関係者に加え、明推協以外の選挙啓発団体の協力も得て、参議院選挙に向けて意識の高揚を図る推進大会を開催する。

(7) 「若者選挙ネットワーク」の支援等

全国各地の若者啓発グループが結集した「若者選挙ネットワーク」の活動を支援するとともに、第24回参議院通常選挙においては、「若者選挙ネットワーク」と共同した全国的な啓発活動を企画・実施する。

(8) 研修資料等作成事業

参加型学習の教材、明推協活動の事例集等の研修資料を作成する。

(9) 市区町村明推協研修会等開催支援事業

市区町村明推協等が研修会、学習会、講演会等を開催することを支援するため、開催に要する経費の全部又は一部を助成する。

(10) 主権者教育推進のための研修会等開催支援事業

主権者教育のより一層の充実を図るため、都道府県、指定都市の明推協及び選管が教育委員会等と連携し、主として教員を対象に実施する研修会、シンポジウム等について講師を派遣する。

(11) 優良活動表彰

明るい選挙推進活動に積極的に取り組み、他の模範となる団体を応募形式により選考し、表彰する。

(12) 「主権者教育」普及実践事業等への協力

総務省の「主権者教育」普及実践事業の募集、審査等に協力し、事業の円滑な実施を図る。

3 調査研究事業

下記事項について、調査研究を行う。

- ① 次期学習指導要領改訂への取組み
- ② 18歳選挙権実現を踏まえた学校教育との連携のあり方
- ③ 時代に即した啓発事業のあり方
- ④ 明るい選挙推進協議会の取組み
- ⑤ 第24回参議院通常選挙における有権者の意識と行動
- ⑥ 第24回参議院通常選挙に臨む新有権者等の意識
- ⑦ その他